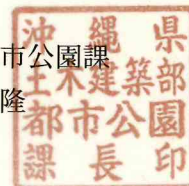




土 公 第 663 号  
令和5年3月27日

一般社団法人沖縄陸上競技協会  
会長 國場 馨 殿

沖縄県土木建築部都市公園課  
課長 仲本 隆



沖縄県総合運動公園利用料金の減免規程に関する質問について（回答）

令和5年3月18日付け沖縄陸協第125号により質問のありましたみだしのことについて、別紙のとおり回答します。

## 沖縄陸上競技協会への回答

**1. 沖縄県総合運動公園利用料金の減免規程改正により当協会が使用料減免の対象外となることについてその理由について具体的説明をいただきたい。**

県総合運動公園は、供用から30年以上が経過し、修繕費の増加が大きな課題となっています。また、電気料金を始めとする物価高騰により、指定管理者の管理コストは上昇しており、指定管理料だけでは十分な運営ができない状況となっています。

今年度及び次年度も収支赤字が見込まれることから、このままでは施設の利用時間の短縮や閉鎖など、行政サービスの縮小も検討する必要があります。サービス低下を回避するため、収益確保の取り組みとして、減免見直しに関する協議申請が指定管理者から出ています。

公の施設の維持管理や運営等の行政サービスには、施設の維持管理費や人件費などの経費がかかります。これらの経費は、県民の税金と施設利用者が支払う利用料金で賄っています。つまり、施設を利用しない人も経費の一部を負担していることとなります。これらの経費全てを税金だけで賄うと、施設を利用する人と利用しない人との間に不公平が生じてしまいます。

県では、都市公園条例に基づき有料公園施設の利用料金を定めていますが、これは特定の受益者に対する行政サービスの対価です。今回の減免規程の見直しについては、貴協会を対象外とすることを目的とするものではなく、本来、条例で定められた負担をお願いするものであり、多くの競技団体からもご理解を頂いています。

**2. 本協会は、沖縄県総合運動公園利用料金の減免規定3(1)②に該当すると認識していますが、なぜ該当しないのかその理由について具体的説明をいただきたい。**

県総合運動公園は県営都市公園であることから、他の法令より都市公園法及び都市公園条例が優先されます。都市公園課では、「公共的団体」を沖縄県都市公園条例施行規則第8条第1項第1号とこれを解説する「都市公園施設の使用許可申請の手引き」で定義していますので、今回の見直しでもこれを準用すべきと考えています。

【都市公園施設の使用許可申請の手引き】

4. 使用料の減免について

条例施行規則第8条第1項第1号には、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益上の目的のため都市公園（有料公園施設等を除く。）を使用する場合、使用料を全額免除することができると規定されています。

これを踏まえると、減免を認められるためには、次の2つの要件が必要と考えられます。

- ①申請者が公共団体または公共的団体かどうか
- ②使用目的が公用、公共用、公益上のものといえるか

(1) 公共団体・公共的団体について

以下に示す団体を、公共団体または公共的団体として扱います。

- ①国の機関    ②地方公共団体    ③独立行政法人    ④公益財団法人、公益社団法人
- ⑤国の職員または沖縄県職員が兼務し、実質的に国または沖縄県が運営している団体
- ⑥沖縄県の事務または事業を受託している団体
- ⑦法令により義務的に設置されている団体
- ⑧国または沖縄県の補助、出資等により、運営費の50%以上がまかなわれている団体

3. 本県のスポーツ振興を推進する部署である文化観光スポーツ部は、標記規程の改正内容について了解していますか。

今回の改正は、沖縄県都市公園条例第 26 条及び指定管理者との基本協定書第 37 条に基づく改正で、土木建築部の所管であり、文化観光スポーツ部の同意を要するものではありませんが、同部への説明は行っています。